

各国の交通整備財源の実質的な負担者の分類

CLASSIFICATION OF FINANCIAL RESOURCES FOR TRANSPORTATION
BY THE CONCEPT OF ACTUAL PAYERS

松中亮治¹・中川 大²・小西 浩³・高木理史⁴
Ryoji MATSUNAKA, Dai NAKAGAWA, Hiroshi KONISHI and Satoshi TAKAGI

1. はじめに

交通施設整備財源は、利用者から徴収される料金のほか、一般財源、利用者から徴収される特別の税、借入金、特定の受益者が負担する税や負担金など様々な形で負担されている。その仕組みは、道路・鉄道・空港ではそれぞれ異なっており、また国によっても異なっている。

各国において財政が逼迫していることや、環境や福祉の視点から質の高い交通整備を行う必要があることなどから、交通整備財源の確保は、各国共通の課題となっているが、制度や財源システムの構造は複雑であり、これらの国際比較は、単純に行うことはできない。

そこで、本研究では、各国の交通整備制度を調査して国際間で比較することができるように各国の整備財源を分類する。その際、分類の視点としては、財源の実質的な負担者に着目している。

2. 交通整備財源の内容

従来の文献等においても、諸外国の交通施設整備状況や財源の比較を試みたものは数多くあるが、それらは、単に、国費、地方費というような表面的な支出元による分類で比較しているものが多い。しかし、このような分類では、以下のような問題があるため、財政制度や財政規模が異なる国間の比較を適切に行うことができない。

① 各国の交通施設整備財源には、燃料税などのように税であっても、利用者が負担しているものが含まれているのが特徴であり、このような財源が国費や地方費として使われている場合には、

所得税や住民税などの他の国税、地方税と同じ性格のものとして取り扱うことはできない。

② 利用者が負担する財源の種類は国によって異なっており、しかも、その使途を交通施設整備に特定化している場合と、その使途を特定しない一般財源として用いられている場合がある。

③ ドイツの鉱油税が公共交通機関の整備財源としても用いられているように、利用者が負担する財源のなかには、その交通施設だけに使途が限定されるのではなく、他の交通施設の整備財源にも充当されているものがある。

④ フランスの交通納付金のように、交通施設整備財源のなかには、交通施設の整備によって便益を享受する主体が負担している財源がある。また、わが国の関西国際空港整備のための民間出資金のように、企業等が出資をしている場合もある。

⑤ 交通施設整備財源として借入金を用いる場合も多いが、例えば、国の融資であっても、それを一般財源で償還するか、利用者負担の特定財源で償還するかによって負担者が異なるように、財源の負担者は、その借入金の償還を負担する主体であるが、それは、資金を貸し付けた主体と必ずしも同じではない。

3. 財源分類の基本的考え方

前章で述べたような比較の困難さの問題は、統計資料に現れるような表面的な分類をそのまま用いようとするために生じていると考えられる。交通施設整備の財源を負担している主体は、国の一般財源を負担する主体としての一般国民や、特定財源を負担する主体としての交通施設利用者などであり、このことは、国を問わず、道路、鉄道、空港などの施設を問わず、同じである。そのため、この実質的な負担者レベルで財源の分類を行えば、共通の視点から

Key Word : 財源・制度論

- 1 学生会員 工修 京都大学大学院 工学研究科
(〒606-01 京都市左京区吉田本町
Tel.075-753-5138 Fax.075-753-5759)
2 正会員 工博 京都大学大学院 工学研究科
3 正会員 工修 住宅都市整備公団
4 学生会員 京都大学大学院 工学研究科

表 1 各種財源の実質的負担者

	交通事業者		利用者	一般納税者	特定の受益者	政府		投資主体	実質的負担者
	収入	支出	支出	支出	支出	収入	支出		
利用料金を財源とする交通整備	料金	投資	料金					交通事業者	利用者
利用者に課せられる税を財源とする交通整備			税			税	投資	政府	利用者
利用者に課せられる税を財源とする交通整備	補助金	投資	税			税	補助金	交通事業者	利用者
一般財源を財源とする交通整備				税		税	投資	政府	一般納税者
一般財源を財源とする交通整備	補助金	投資		税		税	補助金	交通事業者	一般納税者
受益者による負担金を財源とする交通整備					料金	料金	投資	政府	特定の受益者
受益者による負担金を財源とする交通整備	補助金	投資			料金	料金	補助金	交通事業者	特定の受益者
借入金を財源とする交通整備	借入金	投資						交通事業者	利用者
	料金(将来)	償還	料金(将来)						

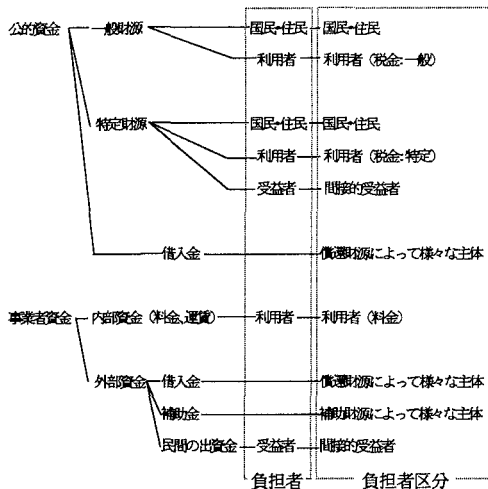


図 1 交通施設整備財源の分類

の比較が可能となると考えられる。

a) 整備財源の分類

表 1 は様々な交通整備財源における投資主体と実質的な負担者を整理したものである。前述したような国費、地方費といった分類は、この表における投資主体に当たる分類の方法であり、この分類は、実質的な負担者による分類とは異なることがわかる。そこで、交通施設整備に用いられている財源を、それぞれ実質的な負担者となっている主体によって、整理したものを図 1 に示す。

①国民および住民（一般納税者）

一般納税者は交通整備の実質的負担者の一分類と

考えることができるが、さらに分類すると、所得税や法人税などの国の一般財源を負担する主体と、住民税や固定資産税などの地方の一般財源を負担する主体とに分けることができる。図 1 では前者を国民、後者を住民と表記している。

②利用者

利用者は交通施設を利用することによって負担している主体を指すが、有料道路や鉄道の料金を負担する主体としての利用者や、燃料税などの税を負担する主体としての利用者があるため、さらに、下記のように分類することができる。

- ・一般財源として用いられる税を負担する利用者
- ・特定財源として用いられる税を負担する利用者
- ・料金を負担する利用者

この分類をそれぞれ、図 1 では利用者（税金：一般）、利用者（税金：特定）、利用者（料金）と表記している。

③間接的受益者

間接的受益者とは、交通施設を直接利用していないが、資産価値の上昇などの便益を受けるものとして特別に設けられた交通施設整備財源を負担する主体である。

b) 借入金の負担者の分類

図 1 に示したように、「借入金」の負担者については、償還財源の負担者によって分類すべきであるが、その際、「借入金」の捉え方に関して下記の 2 つの考え方があり得る。

①当該年度の投資額に対する負担者を求める考え方

表2 交通施設整備財源の負担者区分

負担者区分	負担している財源	財源例
国民	交通施設の整備財源として、交通施設の利用の如何に拘わらず、広く国民が負担している財源	所得税、法人税、相続税、消費税、酒税（日本）
住民	交通施設の利用の如何に拘わらず、広く住民が負担している財源	都道府県税、事業税、固定資産税（日本）
利用者（税金：一般）	一般財源として交通施設利用者が負担している財源	自動車税、軽自動車税（日本）
利用者（税金：特定）	特定財源として交通施設利用者が負担している財源	自動車取得税、揮発油税（日本）
利用者（料金）	運賃・料金として交通施設利用者が負担している財源	有料道路料金、鉄道運賃
間接的受益者	直接交通施設を利用していないが、交通施設整備に充当する目的で間接的な受益者が負担している財源	民間出資金（関西国際空港） 交通納付金（フランス）
利用者（後年度）	借入金の償還のために、運賃・料金として後年度の交通施設利用者が負担する財源	有料道路料金、鉄道運賃

借入金がある場合には、当該年度に実際に投資された額と、その年度に負担した額は一般に異なっているため、そのうち、当該年度に実際に投資された額に対する負担者を求める考え方。この場合、「当該年度に新たに行った借入金」を考慮することとなり、その負担者は後年度において償還財源を負担する主体となる。

②当該年度の実質的な負担額に対する負担者を求める考え方

当該年度に実質的に負担した額に対する負担者を求める考え方、この場合、「過年度の借入金の償還分」を考慮することとなり、その負担者は、当該年度において償還財源を負担している主体となる。

c) 負担者区分

以上の結果、財源の負担者区分をまとめると表2のようになる。なお、この表は借入金の負担者分類のうち①の方法をとった場合のもので、②の方法による場合には、利用者（後年度）の欄は、利用者（償還分）となる。

なお、交通施設整備の借入金は、後年度において、利用者の負担する税や料金・運賃収入等によって償還されるものが多いため、ここでは利用者（後年度）または利用者（償還分）としており、償還に一般の国民や住民が負担する税等の財源が充てられる国債、一般会計地方債等は他の一般財源と同じものとして扱っているが、これらの財源を後年度の一般財源による負担として別途分類することも可能である

4. 各国の整備財源の負担者

以上に示した方法に基づいて、実際に各国の各交通施設整備に用いられている財源を分類した。対象としたのは、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ、日本である。文末に示した資料を調べて分類を行った結果を表3～5に示す。

5. おわりに

本研究では、各国の交通整備財源を実質的な負担者によって分類する方法を提示するとともに、実際に用いられている各国の財源を分類した。本研究は、財源の分類にとどまっているが、この分類に基づいて実際の財源の額を算出することによって各国間の財源の比較を行うことが可能となると考える。

【参考にした資料】

- 1) Activité des aéroports français : Ministère de l'Équipement, des Transports et du Tourisme Direction Générale de l'Aviation Civile, Service des Bases Aériennes Bureau de la Gestion des Aéroports
- 2) Amtrak Annual Report : National Railroad Passenger Corporation
- 3) Analysis of Class I Railroads : Association of American Railroads
- 4) Annuaire Statistique de la France : Ministère de l'Économie
- 5) Annual Abstract of Statistics : HMSO
- 6) Annual Report and Accounts : British Railway
- 7) BAA Report and Account : BAAplc
- 8) Basic Road Statistics : British Road Federation
- 9) Bericht über das Geschäftsjahr : Deutsche Bahn AG
- 10) Company Report : Deutsche Bahn AG
- 11) FAA Statistical Handbook of Aviation : US Department of Transportation, Federal Aviation Administration
- 12) Highway Statistics : Federal Highway Administrator
- 13) London Transport Annual Report : London Transport
- 14) Moving With The Times : Deutsche Bahn AG
- 15) Mémento de Statistiques Des Transport : Ministère de l'Équipement, des Transports et du Tourisme, Observatoire Economique et Statistique des Transports
- 16) Mémento de La Route / Road Handbook : Ministère de l'Équipement, des Transports et du Tourisme Direction des Route
- 17) Mémento de statistiques : SNCF
- 18) Railroad Facts : Association of American Railroads
- 19) Rapport d'Activité : SNCF
- 20) RATP rapport annuel : Régie Autonome Des Transports Parisiens
- 21) Report To Congress National Plan Of Integrated Airport Systems (NPIAS) 93-97 : US Department of Transportation, Federal Aviation Administration
- 22) Road Traffic Statistics Great Britain : HMSO
- 23) Statistisches Jahrbuch : Wiesbadener Graphische Betriebe GmbH
- 24) Transport Statistics Great Britain : HMSO
- 25) Verkehr in Zahlen : Der Bundesminister für Verkehr
- 26) World Road Statistics : International Road Federation

表 3 交通施設整備財源の負担者（道路）

負担者	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	日本
国民	国の一般財源 (自動車関係税を除く)	国の一般財源 (自動車関係税を除く)	国の一般財源 (自動車関係税を除く) 国による補助金	国の一般財源 (自動車関係税を除く) 国による補助金	国の一般財源 (自動車関係税を除く) 国債
住民	地方公共団体の一般財源 (自動車関係税を除く) 地方債	地方公共団体の一般財源 (自動車関係税を除く)	地方公共団体の一般財源 (固定資産税) 地方債 国からの交付金	地方公共団体の一般財源 (自動車関係税を除く) 公債	地方公共団体の一般財源 (自動車関係税を除く) 一般会計地方債
利用者 (税金:一般)	鉱油税(一般財源分) 自動車税 (一般財源分)	登録税、運転免許税、 自動車税、車軸税、 法人乗用車特別税、 燃料税、道路輸送税	自動車特別税 (=乗用車税)、 自動車税、燃料税		自動車税、軽自動車税
利用者 (税金:特定)	鉱油税(特定財源分) 自動車税 (特定財源分)	なし	なし	自動車燃料税、道路使用税 タイヤ税、トンマイル税、 自動車登録税、権利税、 運転免許料	揮発油税、軽油引取税、 石油ガス税、石油ガス 譲与税、自動車重量税、 自動車重量譲与税、地方道 路譲与税、自動車取得税
利用者 (料金)	なし	有料高速道路の料金 収入	有料道路の料金収入	有料道路の料金収入	有料道路の料金収入
間接的 受益者	なし	なし	なし	受益者からの負担金等	なし
利用者 (後年度)	公債(Offa発行)	有料道路事業者の 借入金	なし	有料道路事業者の借入金	有料道路事業者の借入金

表 4 交通施設整備財源の負担者（鉄道）

負担者	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	日本
国民	国による補助金 (一般財源分)	国による補助金	国の一般財源、 国による補助金、 PSO 交付金	国の一般財源 国による補助金	国による補助金
住民	地方公共団体による 補助金	地方公共団体による 補助金	地方公共団体の一般財源 (固定資産税)	地方公共団体の一般財源 地方公共団体による補助金	地方公共団体による補助金 地方公共団体による出資金
利用者 (税金:一般)	なし	なし	なし		なし
利用者 (税金:特定)	国による補助金 (鉱油税分) :道路利用者	なし	なし	ガソリン税主体の道路信託基金 (道路特定財源)	なし
利用者 (料金)	(運賃収入)	運賃収入	鉄道事業者の運賃収入	(運賃収入)	国特定財源 (既設新幹線譲渡収入) 鉄道事業者の運賃収入 鉄道事業者の株式、増資
間接的 受益者	なし	交通納付金	なし	受益者からの負担金等	なし
利用者 (後年度)	鉄道事業者の借入金	鉄道事業者の借入金	鉄道事業者の借入金	鉄道事業者の借入金	鉄道事業者の借入金

表 5 交通施設整備財源の負担者（空港）

負担者	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	日本
国民	(国の一般財源)		国の一般財源 国による補助金		国の一般財源
住民	(地方公共団体の一般 財源)		地方公共団体の一般財源 地方公共団体による 補助金	地方公共団体の一般財源 一般財源債	地方公共団体の一般財源
利用者 (税金:一般)	なし		航空機燃料税	なし	なし
利用者 (税金:特定)		航空会社及び旅客から 徴収される税金		空港航空路信託基金(チケッ ト税、出国税、航空貨物税、 航空燃料税)	航空機燃料税 航空機燃料譲与税
利用者 (料金)	空港使用料収入	空港使用料収入、航空 会社及び旅客から徴収 される料金	空港使用料収入	空港使用料収入、空港運営 収入(着陸料、停留料、フエルト ン収入、ターミナルビル料金、駐車場 収入)	空港使用料収入
間接的 受益者		なし			民間出資金
利用者 (後年度)	空港整備事業者の 借入金	空港整備事業者の 借入金	空港整備事業者の借入金	空港整備事業者の借入金 (パニユー・ボンド)	財政投融资(空港整備特別会計) 空港整備事業者の借入金